

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

 :令和6年6月改定箇所

- I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
 - 1 介護予防訪問入浴介護費
 - 2 介護予防訪問看護費
 - 3 介護予防訪問リハビリテーション費
 - 4 介護予防居宅療養管理指導費
 - 5 介護予防通所リハビリテーション費
 - 6 介護予防短期入所生活介護費
 - 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 削除)
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
 - 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
 - 9 介護予防福祉用具貸与費
- II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造
 - 介護予防支援費

1 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、浴拭又は部分入浴を実施した場合	注 事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (0回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所同一建物又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100

ロ 初回加算 (0月につき +200単位)

ハ 認知症専門ケア加算
 ① 認知症専門ケア加算 Ⅰ (0日につき +3単位)
 ② 認知症専門ケア加算 Ⅱ (0日につき +4単位)

ニ サービス提供体制強化加算
 ① サービス提供体制強化加算 Ⅰ (0回につき +44単位)
 ② サービス提供体制強化加算 Ⅱ (0回につき +38単位)
 ③ サービス提供体制強化加算 Ⅲ (0回につき +12単位)

ホ 介護職員等処遇改善加算	① 介護職員等処遇改善加算 Ⅰ (1月につき +所定単位数×100/1000)	上 所定単位数は、イからニまでに算定した単位数の合計
	② 介護職員等処遇改善加算 Ⅱ (1月につき +所定単位数×94/1000)	
	③ 介護職員等処遇改善加算 Ⅲ (1月につき +所定単位数×79/1000)	
	④ 介護職員等処遇改善加算 Ⅳ (1月につき +所定単位数×63/1000)	
	⑤ 介護職員等処遇改善加算 Ⅴ (1月につき +所定単位数×89/1000)	
	⑥ 介護職員等処遇改善加算 Ⅵ (1月につき +所定単位数×84/1000)	
	⑦ 介護職員等処遇改善加算 Ⅶ (1月につき +所定単位数×83/1000)	
	⑧ 介護職員等処遇改善加算 Ⅷ (1月につき +所定単位数×78/1000)	
	⑨ 介護職員等処遇改善加算 Ⅸ (1月につき +所定単位数×73/1000)	
	⑩ 介護職員等処遇改善加算 Ⅹ (1月につき +所定単位数×67/1000)	
	⑪ 介護職員等処遇改善加算 Ⅺ (1月につき +所定単位数×65/1000)	
	⑫ 介護職員等処遇改善加算 Ⅻ (1月につき +所定単位数×68/1000)	
	⑬ 介護職員等処遇改善加算 Ⅼ (1月につき +所定単位数×59/1000)	
	⑭ 介護職員等処遇改善加算 Ⅽ (1月につき +所定単位数×54/1000)	
	⑮ 介護職員等処遇改善加算 Ⅾ (1月につき +所定単位数×52/1000)	
	⑯ 介護職員等処遇改善加算 ⅰ (1月につき +所定単位数×48/1000)	
	⑰ 介護職員等処遇改善加算 ⅱ (1月につき +所定単位数×44/1000)	
	⑱ 介護職員等処遇改善加算 ⅲ (1月につき +所定単位数×33/1000)	

： 特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 介護職員等処遇改善加算 Ⅴについては、令和7年3月31日まで算定可能。

[脚注]
 1. 単位数算定記号の説明
 +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100
 -〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注																		
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (月につき)	<table border="1"> <tr> <td>病院又は診療所の場合</td> <td>要支援1 0.268単位</td> <td rowspan="6">×70/100</td> <td rowspan="6">×70/100</td> <td rowspan="6">=1/100</td> <td rowspan="6">=1/100</td> <td rowspan="6">+5/100</td> <td rowspan="6">生活行為向上への介入実施加算</td> <td rowspan="6">若年性認知症利用者受入加算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>要支援2 0.228単位</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">介護老人保健施設の場合</td> <td>要支援1 0.268単位</td> </tr> <tr> <td>要支援2 0.228単位</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">介護医療院の場合</td> <td>要支援1 0.268単位</td> </tr> <tr> <td>要支援2 0.228単位</td> </tr> </table>	病院又は診療所の場合	要支援1 0.268単位	×70/100	×70/100	=1/100	=1/100	+5/100	生活行為向上への介入実施加算	若年性認知症利用者受入加算		要支援2 0.228単位	介護老人保健施設の場合	要支援1 0.268単位	要支援2 0.228単位	介護医療院の場合	要支援1 0.268単位	要支援2 0.228単位	利用者の数分別用定員を認める場合	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	定額による計画的加算	定額による計画的加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上への介入実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所が同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合、費用は別記の通り加算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合、費用は別記の通り加算しない。
病院又は診療所の場合	要支援1 0.268単位	×70/100	×70/100								=1/100	=1/100		+5/100	生活行為向上への介入実施加算		若年性認知症利用者受入加算									
	要支援2 0.228単位																									
介護老人保健施設の場合	要支援1 0.268単位																									
	要支援2 0.228単位																									
介護医療院の場合	要支援1 0.268単位																									
	要支援2 0.228単位																									
ロ 退院時共同指導加算		0回につき 600単位							-376単位	-120単位																
ハ 栄養アセスメント加算		(月につき 50単位を加算)							-752単位	-240単位																
ニ 栄養改善加算		(月につき 200単位を加算)							-376単位	-120単位																
ホ 口腔栄養スクリーニング加算	① 口腔栄養スクリーニング加算 (I) 0回につき 20単位を加算 (6月に1回を限度)								-752単位	-240単位																
	② 口腔栄養スクリーニング加算 (II) 0回につき 5単位を加算 (6月に1回を限度)								-376単位	-120単位																
ヘ 口腔機能向上加算	① 口腔機能向上加算 (I) (月につき 150単位を加算)								-752単位	-240単位																
	② 口腔機能向上加算 (II) (月につき 160単位を加算)								-376単位	-120単位																
ト 一体的サービス提供加算		(月につき 480単位を加算)							-752単位	-240単位																
チ 科学的介護推進体制加算		(月につき 40単位を加算)																								
ジ サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算 (I)	要支援1 0月につき 88単位を加算																								
		要支援2 0月につき 176単位を加算																								
	② サービス提供体制強化加算 (II)	要支援1 0月につき 72単位を加算																								
		要支援2 0月につき 144単位を加算																								
	③ サービス提供体制強化加算 (III)	要支援1 0月につき 24単位を加算																								
		要支援2 0月につき 48単位を加算																								
ヌ 介護職員等処遇改善加算	① 介護職員等処遇改善加算 (I)	(月につき 所定単位数 × 86 / 1000)							注 所定単位数は、(イ)から(ニ)までの合計単位数の合計																	
	② 介護職員等処遇改善加算 (II)	(月につき 所定単位数 × 83 / 1000)																								
	③ 介護職員等処遇改善加算 (III)	(月につき 所定単位数 × 66 / 1000)																								
	④ 介護職員等処遇改善加算 (IV)	(月につき 所定単位数 × 53 / 1000)																								
	(イ) 介護職員等処遇改善加算 (I) ①	1) 介護職員等処遇改善加算 (I) ①	(月につき 所定単位数 × 76 / 1000)																							
		2) 介護職員等処遇改善加算 (I) ②	(月につき 所定単位数 × 73 / 1000)																							
		3) 介護職員等処遇改善加算 (I) ③	(月につき 所定単位数 × 73 / 1000)																							
		4) 介護職員等処遇改善加算 (I) ④	(月につき 所定単位数 × 70 / 1000)																							
	(イ) 介護職員等処遇改善加算 (I) ⑤	1) 介護職員等処遇改善加算 (I) ⑤	(月につき 所定単位数 × 63 / 1000)																							
		2) 介護職員等処遇改善加算 (I) ⑥	(月につき 所定単位数 × 60 / 1000)																							
		3) 介護職員等処遇改善加算 (I) ⑦	(月につき 所定単位数 × 58 / 1000)																							
		4) 介護職員等処遇改善加算 (I) ⑧	(月につき 所定単位数 × 56 / 1000)																							
	(イ) 介護職員等処遇改善加算 (I) ⑨	1) 介護職員等処遇改善加算 (I) ⑨	(月につき 所定単位数 × 55 / 1000)																							
		2) 介護職員等処遇改善加算 (I) ⑩	(月につき 所定単位数 × 48 / 1000)																							
		3) 介護職員等処遇改善加算 (I) ⑪	(月につき 所定単位数 × 43 / 1000)																							
		4) 介護職員等処遇改善加算 (I) ⑫	(月につき 所定単位数 × 45 / 1000)																							
	(イ) 介護職員等処遇改善加算 (I) ⑬	1) 介護職員等処遇改善加算 (I) ⑬	(月につき 所定単位数 × 38 / 1000)																							
		2) 介護職員等処遇改善加算 (I) ⑭	(月につき 所定単位数 × 28 / 1000)																							
	： 事業所が同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目																									
	※ 業務継続計画未算定加算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常要出に関する具体的計画の算定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。																									
	※ 介護職員等処遇改善加算 (I) については、令和7年3月31日まで算定可能。																									

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分	注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
	医療行為の提供 に要する費用 に算入される 費用	利用者の滞在 に要する費用 に算入される 費用	医師、作業療法士、 理学療法士、 看護師、福祉 士等の業務に 係る費用に算入 される費用	電療のユニット に要するエネルギー に算入される 費用	身体拘束具 に要する費用	高齢者の生活 に要する費用	医療機器の 維持管理に 係る費用	医療機器の 維持管理に 係る費用	医療機器の 維持管理に 係る費用	医療機器の 維持管理に 係る費用	医療機器の 維持管理に 係る費用	医療機器の 維持管理に 係る費用	医療機器の 維持管理に 係る費用	医療機器の 維持管理に 係る費用	医療機器の 維持管理に 係る費用	
① 介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 (Hに2つ)	A 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型施設＞【基本型】	1 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	1 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	×97/100	>70/100	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (自任を 含む)	1日につき +120単位	1日につき +51単位		
		2 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	2 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)												1日につき +51単位	
		3 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	3 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)													1日につき +51単位
		4 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	4 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)													
	5 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	5 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)														
	B 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞【基本型】	1 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	1 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ)												1日につき +51単位	
		2 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	2 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ)													
		3 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	3 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ)													
		4 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	4 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ)													
	C 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜多床室＞【在宅型】	1 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	1 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ)												1日につき +51単位	
		2 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	2 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ)													
		3 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	3 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ)													
4 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ)		4 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ)														
② ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 (Hに2つ)	A ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型施設＞【基本型】	1 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	1 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	×97/100	>70/100	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (自任を 含む)	1日につき +120単位	1日につき +51単位		
		2 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	2 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)												1日につき +51単位	
		3 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	3 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)													1日につき +51単位
		4 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	4 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)													
	5 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	5 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)														
	B ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞【在宅型】	1 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	1 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)												1日につき +51単位	
		2 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	2 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)													
		3 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	3 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)													
		4 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	4 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)													
	C ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜多床室＞【在宅型】	1 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	1 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)												1日につき +51単位	
		2 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	2 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)													
		3 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	3 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)													
4 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)		4 ユニーク介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)														

④ 特別療養費	① 介護老人保健施設特別加算(Ⅰ)	1日につき 27単位加算
⑤ 看護士特別加算	② 看護士特別加算(Ⅰ)	1日につき 51単位加算
⑥ 総合デジタル加算	利用中に10分を超えて、1日につき51単位加算	
⑦ 口腔連携強化加算	1日につき +50単位(1日に1回を限度)	
⑧ 療養加算	(利用につき 9単位加算、0日に9単位加算)	
⑨ 認知症専門ケア加算	① 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	0日につき 4単位加算
⑩ 緊急対応療養費	① 緊急対応療養費(Ⅰ)	緊急時を除く 1日につき10単位加算、自由につき51単位加算 【利用中に10分を超えて、1日につき51単位加算】
⑪ 生産性向上推進体制加算	① 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	0日につき 100単位加算
⑫ サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	0日につき 22単位加算
	② サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	0日につき 18単位加算
	③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	0日につき 60単位加算

⑬ 介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 (Hに2つ)	1 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	1 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
	2 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	2 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
	3 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	3 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
	4 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	4 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
	5 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	5 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
	6 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	6 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
	7 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	7 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
	8 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	8 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
	9 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	9 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
	10 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	10 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
	11 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	11 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
	12 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	12 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

※ 身体拘束具未装着施設については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 業務時間外未定額減額については、感染症の予防及び老人の福祉の増進並びに非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合は、令和7年3月31日まで適用する。
 ※ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)は、令和7年3月31日まで適用する。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注									
				利用者の数及び入居患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットにおける体制が未整備である場合	身体拘束防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食事を行わない場合	認知症行動心理状態緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合								
① 診療所介護予防短期入所療養介護費 (0日につき)	(-) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1) <従来型個室>	要支援1 (530単位)	×70/100		-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +18単位								
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (559単位)																		
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (549単位)																		
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1) <多床室>	要支援1 (589単位)																		
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (623単位)																		
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (612単位)																		
		g 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1) <多床室>	要支援1 (769単位)																		
	(C) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1) <従来型個室>	要支援1 (471単位)																		
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1) <多床室>	要支援1 (537単位)																		
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1) <多床室>	要支援2 (678単位)																		
		d 要支援1 (616単位)																			
		e 要支援2 (775単位)																			
		f 要支援1 (643単位)																			
		g 要支援2 (804単位)																			
② ユニッ型診療所介護予防短期入所療養介護費 (0日につき)	(-) ユニッ型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1) <ユニッ型個室>	要支援1 (616単位)	×97/100																		
	(-) ユニッ型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1) <療養機能強化型A> <ユニッ型個室>	要支援1 (643単位)																			
	(-) ユニッ型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1) <療養機能強化型B> <ユニッ型個室>	要支援1 (634単位)																			
	(-) 経過的ユニッ型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1) <ユニッ型個室的多床室>	要支援1 (616単位)																			
	(-) 経過的ユニッ型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1) <療養機能強化型A> <ユニッ型個室的多床室>	要支援1 (643単位)																			
	(-) 経過的ユニッ型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1) <療養機能強化型B> <ユニッ型個室的多床室>	要支援1 (634単位)																			
	(-) 経過的ユニッ型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1) <多床室>	要支援1 (793単位)																			
③ 口腔連携強化加算 (0日につき +50単位 (0月に1回を限度))																					
④ 療養食加算 (回につき 8単位を加算 (0日に3回を限度))																					
⑤ 認知症専門ケア加算 (-) 認知症専門ケア加算 (1) (1日につき 3単位を加算)																					
(0) 認知症専門ケア加算 (1) (0日につき 4単位を加算)																					
⑥ 特定診療費																					
⑦ 生産性向上推進体制加算 (-) 生産性向上推進体制加算 (1) (0日につき 100単位を加算)																					
(0) 生産性向上推進体制加算 (1) (0日につき 10単位を加算)																					
⑧ サービス提供体制強化加算 (-) サービス提供体制強化加算 (1) (0日につき 22単位を加算)																					
(0) サービス提供体制強化加算 (1) (0日につき 18単位を加算)																					
(0) サービス提供体制強化加算 (1) (0日につき 6単位を加算)																					
⑨ 介護職員等処遇改善加算 (1) (1) (1日につき +所定単位×61/1000)				⑩ 所定単位は、(0)から(8)までに算定した単位数の合計																	
(1) 介護職員等処遇改善加算 (1) (1) (1日につき +所定単位×47/1000)																					
(2) 介護職員等処遇改善加算 (1) (2) (1日につき +所定単位×36/1000)																					
(3) 介護職員等処遇改善加算 (1) (3) (1日につき +所定単位×29/1000)																					
⑩ 介護職員等処遇改善加算 (1) (4) (1日につき +所定単位×16/1000)																					
a 介護職員等処遇改善加算 (1) (4) (1日につき +所定単位×44/1000)																					
b 介護職員等処遇改善加算 (1) (4) (1日につき +所定単位×42/1000)																					
c 介護職員等処遇改善加算 (1) (4) (1日につき +所定単位×40/1000)																					
d 介護職員等処遇改善加算 (1) (4) (1日につき +所定単位×39/1000)																					
e 介護職員等処遇改善加算 (1) (4) (1日につき +所定単位×35/1000)																					
f 介護職員等処遇改善加算 (1) (4) (1日につき +所定単位×35/1000)																					
g 介護職員等処遇改善加算 (1) (4) (1日につき +所定単位×31/1000)																					
h 介護職員等処遇改善加算 (1) (4) (1日につき +所定単位×31/1000)																					
i 介護職員等処遇改善加算 (1) (4) (1日につき +所定単位×30/1000)																					
k 介護職員等処遇改善加算 (1) (4) (1日につき +所定単位×24/1000)																					
l 介護職員等処遇改善加算 (1) (4) (1日につき +所定単位×26/1000)																					
m 介護職員等処遇改善加算 (1) (4) (1日につき +所定単位×20/1000)																					
n 介護職員等処遇改善加算 (1) (4) (1日につき +所定単位×15/1000)																					
特定診療費、サービス提供体制強化加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度管理の対象外の算定項目																					

※ 身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※ 介護職員等処遇改善加算(1)については、令和7年3月31日までの間適用しない。

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (月につき)	①介護予防支援費(Ⅰ) 地域包括支援センターが行う場合 (442単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
	②介護予防支援費(Ⅰ) 指定居宅介護支援事業者が行う場合 (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき + 300単位)						
ハ 委託連携加算 (Ⅰ)を算定する場合のみ算定) (+ 300単位)						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。